

宮本 徹 殿

全建総連東京都連合会
執行委員長 伊東 昇

消費税・所得税増税、消費税の適格請求書方式実施に慎重な対応を求める要請書

日頃より全建総連の諸運動へご理解ご協力を頂いておりますこと、厚く御礼申し上げます。

税率8%への消費税増税から約2年が経過しました。多くの国民に景気回復の実感はなく、むしろ、物価は確実に上昇しているにもかかわらず賃金は上昇せずに生活における税の負担感だけがより大きなものとなっています。

建設業においては2013年度以降、設計労務単価が大幅に引き上がっていますが、私たち建設現場を支える小零細事業者の受注単価やそこで働く労働者・職人の賃金はほぼ横ばいの水準で、長きにわたり減少してきた賃金・単価の回復には程遠い状況です。国が進める社会保険への加入促進に向けた施策に対応するにも、その原資をねん出することすら困難な状況にあります。

国は消費税の適正な価格転嫁に向けた施策を講じているとしていますが、全建総連が消費税増税後に実施した調査では、消費税率8%となった2014年4月以降「消費税や資材高騰分を転嫁できない」とする回答が事業者間取引で65.1%（増税前比14.3ポイント悪化）、消費者との取引では69.0%（同27.5ポイント悪化）となり、消費税増税によって小零細な建設事業者をめぐる状況が急激に悪化していることが明らかになっています。

このような状況で消費税率が10%に引き上げれば、事業の継続を断念せざるを得ない小零細な建設事業者が続出するのみならず、建設に従事する労働力の外注化に拍車がかかります。さらには、2021年度からは消費税の適格請求書方式（いわゆるインボイス制度）が義務化となり、小零細事業者たる消費税の免税事業者が取引から排除されるという大きな懸念があるとともに、個人所得課税に対しても控除の見直しなど国民の収入減少につながる抜本的な改革が行われようとしています。

消費税や適格請求書方式の義務化を実施すれば、廃業や取引からの排除など深刻な事態を招くのは必至です。また、個人所得税の検討は、憲法が定めている生活費非課税の原則からも許されません。

以上のことから、下記項目についてご尽力いただきますようお願い致します。

記

1. さらなる消費税増税をしないでください。
2. 消費税の経理方法は、現状の帳簿方式を継続してください。
3. 中低所得者に対する個人所得税の増税をしないでください。

以上